

定住自立圏構想について

【 定住自立圏構想とは 】

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供することで、地方圏への人口定住を促進する政策です。

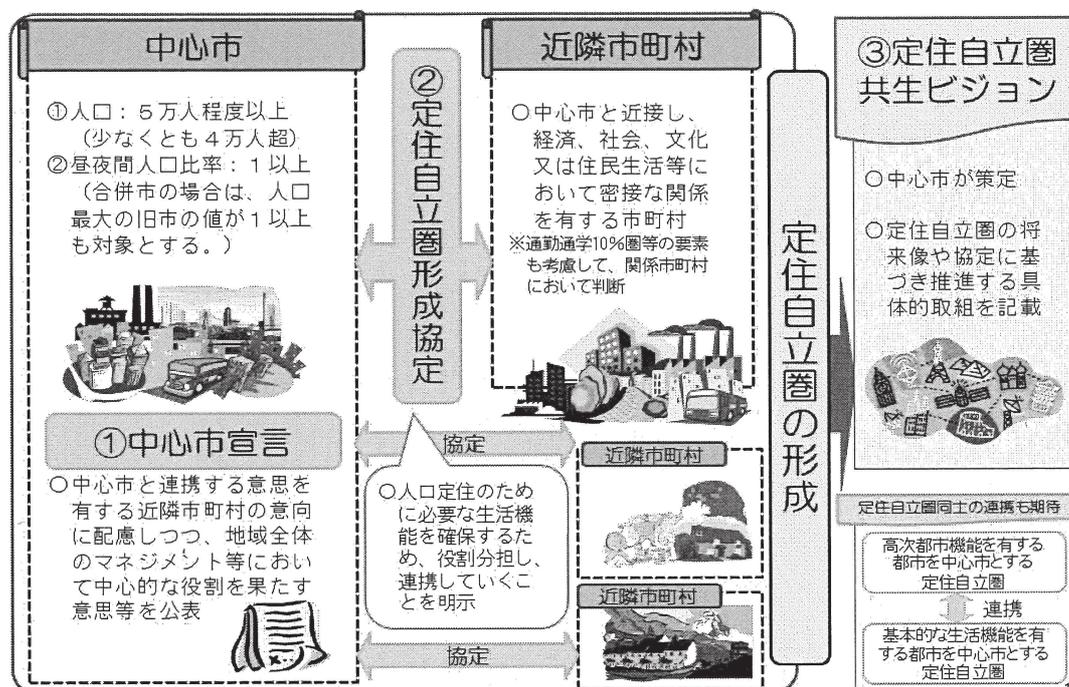
中心市と近隣市町村は、都市機能、農林水産業、自然環境、歴史、文化などのそれぞれの魅力を生かし、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担して連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るための圏域全体で必要な生活機能の確保を目指します。



中心市は、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域の将来像や具体的な取組内容及びその成果を決めます。

この共生ビジョンに基づき、中心市及び近隣市町村は、協力・連携して、具体的な取組を展開していきます。

定住自立圏形成の具体的な手順



- (1) 一定の要件を満たす「中心市」が、「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- (2) 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。
- (3) 中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」（おおむね5年程度を想定）を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- (4) 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市および近隣市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。
- (5) 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

※ 広域的な市町村合併を行った、一定の要件を満たす合併市は、一市で定住自立圏を形成することが考えられ、そのための手順も想定しています。（上記（2）の「定住自立圏協定」の締結が「定住自立圏形成方針」の策定となります。）

また、定住自立圏に関する取組は、市町村が自主的に行うものであり、その手続きに際して国への事前の申請や国の承認を必要としません。

「定住自立圏構想」の推進

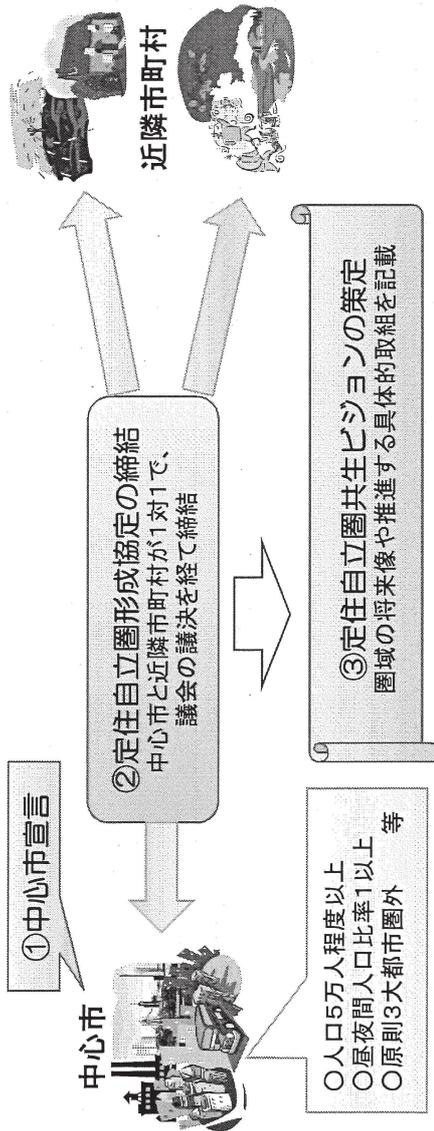
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

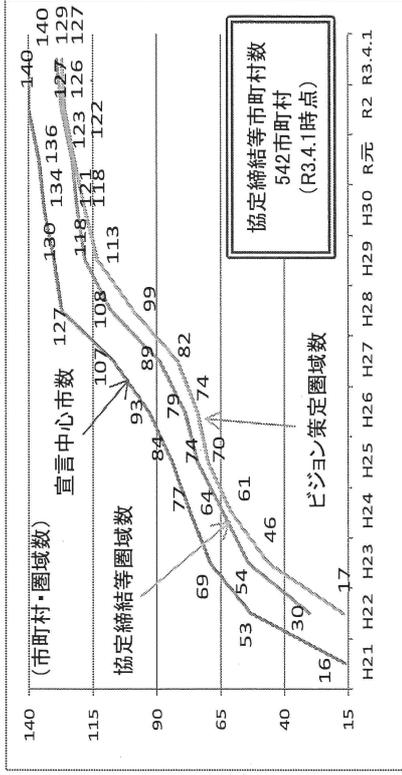
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R3.4.1現在 129圏域)



※R2以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択